

第七十五回 帝國議會院 輸出資金及輸出品製造資金融通損失補償法案委員會議錄(速記)第八回

衆議院

昭和十五年三月九日(土曜日)午前十時三十  
八分開議

出席委員左ノ如シ

委員長 井上 知治君

理事西田 都平君

理事古田喜三太君

理事會和

義式君

津原 武君

最上 政三君

小畠虎之助君

川副 隆君

川島正次郎君

星 一君

世耕 弘一君

小串 清一君

須永 好君

池崎 忠孝君

松村 光三君

三月七日輸出毛織物取締法案(政府提出)ノ  
審査ヲ本委員ニ付託セラレタリ

出席國務大臣左ノ如シ  
出席政府委員左ノ如シ  
出席政府委員左ノ如シ

商工大臣

藤原銀次郎君

加藤篤五郎君

牧 楢雄君

妹川 武人君

商工政務次官

商省監理局長

商工省振興部長

本日ノ會議ニ上りタル議案左ノ如シ

商工組合中央金庫法中改正法律案(政府  
提出)

損害保険國營再保險法案(政府提出)

輸出毛織物取締法案(政府提出)

官營、國營事業ハ成績概シテ不良デアリ、又  
外國デモ伊太利ノ官營生命保險ノ如キハ、又  
煙草、鹽、通信特別會計ノ電話等、政府ノ  
モ世界的比較ヲ取ルナラバ、再検討ノ餘地  
ガアル、兎ニ角鐵道ダケデアル、其ノ他ノ  
ルモノハ、辛ウジテ鐵道ノミデアル、ソレ  
モ世界的比較ヲ取ルナラバ、再検討ノ餘地  
タリスルコトガ必要デアルト云フ議論モ澤  
山ゴザイマスコトハ、松村君ノ御承知ノ通  
リデアリマス、又時局デアルガ故ニ、混亂  
ヲ惹起シテハ現在ノ國家ノ爲ニナラナイ、  
成ベク混亂摩擦等ヲ少クシテ、此ノ時局ヲ

提出)

損害保險國營再保險法案(政府提出)

輸出毛織物取締法案(政府提出)

官營ト併用シテ居ルガ成績不良、獨逸ノ加

付託議案(審査終了ノモノヲ除ク)  
(政府提出)(第七號)  
損害保險國營再保險法案(政府提  
出)(第八二號)  
商業組合法中改正法律案(政府提  
出)(第九〇號)  
輸出毛織物取締法案(政府提出、貴  
族院添付)(第八八號)

乘切ラナケレバイカヌト云フ議論モ相當有  
力デアリマスコトハ、是亦御承知ノ通リデ

アリマス、ソコデ鬼ニ角政府ト致シマシテ

ハ、一面ニ於テ、我國ノ民業ヲ益、助長發

達セシメナケレバナラナイト云フコトヲ、

十分ニ考へテ居リマスガ、ソレ故ニ此ノ時

局ヲ乘切ル爲ニ徒ニ理想ニ囚ハレ、サウシ

テ現在ノ國家ノ産業ニ混亂ヲ惹起シタリ、

摩擦ヲ惹起シタリシテ、三年モ五年モ種々

ノ障碍ニ際會スルト云フヤウナコトハ、成

ベク避ケタイト存ジテ居リマス、其ノ結果

トシテ、一般ノ企業ヲ國營ニ移スト云フヤ

ウナコトハ、十分慎重ニ考慮シテ、其ノ上

ニ致シタイ、斯ウ云フ積リデ居リマスカラ、

左様御承知ヲ願ヒマス。

○松村委員 大體官營、國營ノ本質カラ見マシテ

モ、理想ノヤウナ好景ヲ舉ゲテ居ラヌノデ

スカラ、此ノ點ハ十分ノ考慮ト同時ニ、其

ノ根本問題ニ付テ一層ノ検討ヲ煩サナケレ

モシテモ、各國ニ於ケル成績カラ見マシテ

モ、理想ノヤウナ好景ヲ舉ゲテ居ラヌノデ

スカラ、此ノ時局デアルガ故ニ、各般ノ事業

ノ根本問題ニ付キマシテハ、洵ニ御尤モト傾

タ御議論ニ付キマシテハ、洵ニ御尤モト傾

ト云フト、要ハ我國行政機構、殊ニ文官任用令  
用令等ニ拘束セラレテ、専門的經驗者ノ知  
識手腕ヲ自由ニ發揮シ得ザル現狀ガ、根本  
的ノ缺陷デアル、此ノ問題ハ豫算總會ニ於  
テ米内總理モ認メラレテ、近ク文官任用令  
ノ改正ニ付テ考究検討スルト、明確ニ答辯  
ガアリマシタガ、併シ日本ノ行政機構ト文  
官任用令其ノ他ニコトハ、長イ間ノ宿弊デ  
アリ、總理ガ幾ラ言明サレテモ、之ニ多ク  
ノ期待ヲ掛ケ得ナイ、是ガ今日ノ國策會社  
一般共通ノ根本的缺陷デアリ、容易ニ此ノ  
問題ハ除去サレナイ、此ノ根本問題ガアル  
以上ハ、各種ノ官營、國營ト云フモノハ成  
績ガ舉ラナイ、是等ノ點ニ關シテ商工大臣  
ハドウ考ヘラレマスカ

シテ、其ノ目的ヲ達シ得ルト思フノデアリ  
マスカラ、單ニ爲替政策ノ見地カラ、國營  
再保險ヲ行フト云フヤウナコトハ考ヘテ居  
リマセヌ、左様御承知ヲ願ヒマス

○松村委員 第五、ソコデ提案理由ノ説明  
ノ際ニモ、外國再保險ヲ困難又ハ不適當ノ  
場合ニ、業者竝ニ被保險者各方面ニ支障ナ  
キヤウ、本法ヲ行フト云フコトヲ、理由ノ  
根本義ニ述べラレテ居リマス、果シテ外國  
再保險ガ困難又ハ不適當ノ場合ニ、支障ナ  
キヤウニスルト云フノデアルナラバ、保險  
業者ガ其ノ實力ノ範圍内ニ於テ可能ナル場  
合、又此ノ前ノ歐洲大戰ノ時ニ、八割ノ再  
保險ヲ實行シタ先例ノ如キ、或ル程度ノ範  
圍内ニ於テ契約ノ保有ヲ許ストカ、又ハ  
政府ガ頻リニ宣傳スル如ク、政府デナケ  
レバ安イ保險料デ引受出來ナイト云フナ  
ラバ、政府ノ公定保險料ヨリモ、モット安  
ク、公定料ニ下テ民間ガ保險契約ヲ爲サ  
ウト云フ場合ニ、其ノ自由ヲ許サレルコ  
トハドウカ、此ノ二點ニ付テ御答ヲ願ヒ  
マス

○藤原國務大臣 政府委員ヨリ或ハ御答ヲ  
申上ダカトモ存ジマスガ、ニツノ場合ニ  
付キマシテ、只今ノ御質問ニ對シテ御答ヲ  
申上ゲマス、戦爭保險ノ再保險ヲ行ヒマス  
時ニハ、國ハ保險會社ノ獨力デ及バナイ場合  
ニ、戦爭保險料ノ昂騰ヲ抑制シ、及ビ戦爭  
保險ノ引受確保ノ爲ニ、再保險ヲ行フノデ  
アリマスルカラ、保險會社ノ引受ケタル保  
險——戦爭保險ノミニ付キマシテハ、全額  
ニ付再保險ヲ行フコトヲ原則ト致シタイノ  
デアリマス、次ニ普通保險ノ再保險ヲ行フ  
トキニハ、保險會社ノ引受ケマンシタ普通保  
險ノ大部分ヲ、政府ヘ再保險ニ付ケシムル

ガ如キ意圖ハナインデアリマス、再保險實施ノ必要ノ起リマンシタ際ニ、其ノ時ノ事情ニ基キマシテ、具體案ヲ定メタイト考ヘルガ、此ノ再保險ハ、保險會社ノ力ノ及バナルカラ、ソレニ必要ナ程度ニ止メルコトハ勿論デアリマス、大體是デ御諒承ヲ願ヒタイ

○松村委員 是ハ非常ニ大キナ問題デ、獨力デ及バヌ場合ト、斯ウ頻リニ政府委員毛大臣モ答ヘテ居ラレル、獨力デ及バナイ場合デアルカナイカト云フコトハ、一方的ノ判断認定デハイケナイ、日本ニモ世界的國際的大ノ大會社ガアツテ、獨力デ爲シ得ル、獨力デ爲シ得ルノミナラズ、政府ハ安ノト言フガ、政府ノ料金ハ高イカラ、ソレヨリモツト安ク俺ノ方デヤルノダ、斯ウ云フヤウナコトヲ言ツタ場合ニ、サナキダニ此ノ再保險ト云フモノハ、過日モ申シマシタ通り、英吉利ノ如キハ危險ノ變化ニ即應シテ、一週間ニ一遍位ヅツ度々料率ヲ變ヘタコトガアル、是ガ又國際的ナル業界ノ一つノ結果ハ政府ガ利益ヲ壘斷スル、高イ料金ヲ決メテ居ツテ安クシナイ、然ルニ政府ヨリモツト民間ガ安クスルト云フ場合、之ヲ認メルノハ、貿易發展上非常ニ必要ナコトデアル、ソレモ大體政府ガ認メナイヤウナゴトデアレバ、政府ガ本案制定ヲ誇大ニ主張スル理由ハドウモ分ラナイ、繰返シテ言ヒツト安クスル方ガ宜イノダ、安ク出來ルノダ、サウ云フ場合ニ、政府ハ公定率以下ノ



委員長ハ商工次官アル、斯ウ云フヤウナコトデ審査會ヲ拵ヘテモ、實ニ是ハ面白クナイ、政府ノ總代ノ委員會ニ對スル要望デアルト同時ニ、特ニ斯ノ如キ新タル委員會ニ付キマシテハ、オ座ナリニ一人位入レテモ何ニモナラス、相當數ノ専門家ヲ網羅スルト云フコトヲ、特ニ期待シ要望スル所デアリマス、商工大臣ハ左様ナ御方針デアルカヲ重ねテ伺ヒマス

○藤原國務大臣 重ねテ御答致シマス、只今御質問ノ通り積リヲ以テ、遺憾ノナイヤウニ致シタイト存ジテ居リマス

○松村委員 第八ニ豫算ノコトヲ一括伺ヒマス、茲ニ前ノ大戰時ノ再保險ニ於テ相當利益ヲ擧ゲタ、今日マデノ補償制度モ亦相當ノ利益ヲ擧ゲ居ル、尤モ是ハ照國丸ガ沈没シタ後ニヤツタノデアルカラ、萬一照國丸ガ沈没スル前ニ再保險國營ヲヤツテ居ルナラバ、照國丸ダケデモ五百万圓弱一遍ニ支拂ガ起ツタ、斯ウ云フ風ニ、此ノ豫算算定ノ基礎ト云フモノガ、非常ニ難カシイノデアルガ、本案提出ニ當ツテ豫算算定ノ基礎ハ一體ウデアリマス、大藏省ト交渉中ナラバ、其ノ金額ハ擧ガラレナクモ、大體ノ豫算算定ノ基礎方針ヲ伺ヒマス

○牧政府委員 豫算編成ノ方針ニ付テ大體申上げマス、此ノ國營再保險ハ、農林省トカ厚生省所管ノ他ノ國營保險ト同ジヤウニシタイト考ヘマシテ、別途ニ損害保険國營再保險特別會計法案ヲ提出シマシテ、御協賛ヲ得ルコトニナルト考ヘテ居リマス、大體ノ方針ヲ申上げマスト、此ノ制度ノ趣旨ト致シマシテ、採算ヲ無理シテ實施セントスルモノデアリマスカラ、豫算面ニ於キマシテモ、一應損失ヲ見込ムコトトシテ居ルノデ

○松村委員 剩餘金ヲ積立テテ將來ノ不足アリマス、其ノ詳細ニ付キマシテハ、借入金ノ償還金及ビ利子、一般會計ヘノ繰入金、事業費等ヲ歲出トシテ、特別會計ヲ組ンデ居ル譯デゴザイマス、其ノ詳細ニ付キマシテハ本法案ヲ提出ノ時ニ更ニ詳シク申上ゲタイト思ツテ居リマス

○松村委員 只今大藏省ト折衝中デアルカラ、是以上ヘ突進ンデ伺ヒマセヌガ、特別會計ニ不足アリシ場合ノ捻出方法ニ付テハ、可ナリ注意サレテ豫算ヲ立テラレテ居ルヤウニ見受ケルガ、大體收支ノ狀態ハ多少損失ヲ見越シテ、左様ナ一般會計ヨリノ受入又ハ借入ト云フナヤウコトヲ、豫想シテ居ラレルノデアルカト云フノガ第一點、第二點ハ剩餘ガアツタ場合ニ、其ノ剩餘金ノ處分方法ハドウデアルカ、此ノ二點ヲ御伺致シマス

○牧政府委員 只今御説明申上げマシタ通りニ、相當金額ノ損失ヲ見込ンデ居リマス、相當大キイ金額デゴザイマシテ、保險事故ガ發生致シマシテ、相當ノ支出ヲ爲ス場合ニ、之ニ應ジラレルダケノ損失ハ見込ンデス

○牧政府委員 今御尋ノ點ハ、松村委員ノ言ハレタ通りニスル積リデゴザイマス、繰返シテ申上ゲマスト、決算上剩餘金ヲ生じタ場合ハ、全部之ヲ積立テルヤウニスルト云フコトガ一點ト、其ノ毎年度ノ歲出豫算ニ於ケル事業費ノ支出額ハ、翌年度ニ繰越シマシテ使用スルコトガ出來ルト云フニ

○松村委員 剩餘金ヲ積立テテ將來ノ不足アリマスカ、其ノ積立ハ折衝中デアリマス

ガ、剩餘金全部ヲ積立テルト云フ趣旨デアリマスカ、剩餘金ノ一部ヲ積立テルト云フ趣旨デアリマスカ、ト云フノハ大體保險契約、殊ニ戰時保險ノ再保險ノ如キハ、戰爭經驗實績カラ言フナラバ、或ハ三年、或ハ五年、相當期間ヲ平均シテ損失ノ「バランス」ヲ取ルノダ、ソレダカラ剩餘金ガアツタ場合ハ、其ノ大部分ヲ積立テテ置クト云フ特別會計ノ仕組デナイト、今年剩餘ガアツテモ、來年戰爭ガ非常ナ危険ニナツタ場合ニハ、今度ハ中々其ノ損失ノ出所ガナインガ、民間デアルナラバ、自由適宜ノ會計方法ヲ取ルコトガ出來ルノデアルガ、政府デハ其ノ自由裁量ノ餘地ニ乏シイ、隨テ此ノ剩餘金全部ヲ積立テルト云フ方針デアルナラバ、而モ長イ期間ニ亘ツテ、相當「バランス」ヲ取ルコトガ可能デアルガ、其ノ一部分ヲ僅ニ積立テルト云フ方法デアルナラバ、實際ノ效果ハ難カシイ、難カシイト後年度ニ於テ非常ナル損失ヲ受ケタル時ニ、收支ノ「バランス」ガ立タナクナル、併シ剩餘金全部ヲ積立テルコトハ、特別會計ノ性質上大藏省ハ許サナイ筈ダ、剩餘金ヲ積立テル限度、内容ニ付キ政府ノ大體ノ方針ヲ伺ヒマス

○松村委員 今御尋ノ點ハ、松村委員ノシマシタ方針ニ依ツテ、大藏省ト折衝ヲシテ居ルノデアリマシテ、商工省ト致シマシテハ、只今政府委員ガ御答シタヤウニ纏マカルコトヲ期待シテ居リマスカラ、其ノ點ダケ御承知置キ願ヒタイト思ヒマス

○松村委員 是ハ重大ナルコトデアツテ、大藏省ノ從來ノ方針ト云フカ、慣例ニ依ルト中々剩餘金ヲ全部積立テルト云フコトハ認メナイ、認メナイト、本法ノ運用上非常ノ支障ヲ來スノデアルカラ、是ハ特ニ重點ヲ置イテ、御折衝アランコトヲ希望致シマス、簡單ニ纏マルナドト、單純ニ考ヘルゴトハ時期ガ早イト考ヘテ居リマス、最後ニ總

括シテ申上ゲマス、今大體質疑應答ノ通り、本法ノ施行ハ政府ノ期待スルガ如ク單純ナモノデハナイ、此ノ運用如何ニ依ツテハ業界ニ——被保險者、荷主各方面ニ、貿易進展ノ上ニ容易ナラザル結果ヲ惹起スノデアリマスカラ、多年ノ商慣習ヲ特ニ尊重シ、斯業ノ國際的進展ヲ阻碍セザルヤウ、特ニ政府ノ慎重ナル注意ヲ要望致シマシテ、私ノ質疑ヲ終リマス

○井上委員長 此ノ法案ノ質疑ニ付テハ、今日ハ此ノ程度デ止メマシテ、討論ガアル。ダラウト思ヒマスカラ、明後日マデニ此法案ニ對スル各派ノ態度ヲ御決定願ツテ、討論採決ニ入りタイト思ツテ居リマスカラ、ドウカ各位モ其ノ御積リデ御願致シマス

○最上委員 午後大臣が出ラマセヌケレバ、此ノ際關聯シテ十分ダケ質問ヲ御許願ヒマス

○井上委員長 ソレデハ最上君

○最上委員 本日新聞紙デ拜見シタノデアリマスガ、商工省ニ於テハ、豫テ中小商工業者ノ福利増進ノ爲ニ、物品販賣業統制法案ヲ提案サルベク、既ニ大體法制局トノ間ニ案ノ成立ヲ見テ、昨日閣議ニ之ヲ付議サレタサウデアリマス、聞ク所ニ依ルト、本案ヲ本議會ニ提出シナイヤウナ御意向ノヤウデアリマスガ如何デス、大臣ハ就任以來、中小商工業者ノ振興ニ對シテ非常ニ御熱心デアリ、又現ニ商業組合法案ノ改正等ヲ出シテ居ル、然ルニ一般中小商工業者ガ物品販賣業統制法案ヲ期待シタノデアリマスガ、何故ニ本案ヲ今議會ニ提出スルコトヲ御止メニナツタノデアリマスカラ、ソレニ付テ御辯明ヲ願ヒタイ

○藤原國務大臣 本法案ヲ議會ニ提出スル

コトハ、商工省トシテハ希望ヲ持ツテ居ルノデアリマスガ、色々ノ都合ニ依リマシテ、少シ其ノ決定ヲ延期致スヤウナコトニ相成ツタノデアリマス、併シマダ此ノ法案ヲ議會ニ提出致サナイト確定致シテ居ル譯デハ、ゴザイマセヌ、內部的ニ色々ノ手續ヲ盡シテ考慮シテ居ルノデアリマスカラ、左様御承知ヲ願ヒタイ

○最上委員 只今ノ辯明デ、本案ヲ本議會ニ提出シナインノデハナイト云フコトダケ

ハ、大體諒承シタノデアリマス、併シ吾々

ハ勤モスルト上ニ厚ク下ニ薄イヤウナ感ヲ

致スノデアリマス、譬へテ申シマスト、肥料

アルトカ云フヤウナ、一部ノ財閥資本家等

ニ對シテハ種々ナ政策ヲ政府ハ講ゼラレル

ニモ拘ラズ、中小商工業者ニ對スル僅カナ

ル法案ニ對シテ、之ヲ中止スルト云フガ如

キコトハ甚ダ事變下ノ今日、面白カラザル

コトデアルト思フノデアリマス、是非トモ

大臣ハ今議會ニ本法案ヲ提出スルヤウ、最

善ノ努力ヲ盡サレンコトトヲ希望致シマス

第二ハ商工省ハ既ニ經濟會議所法ヲ制定シ

テ、本議會ニ之ヲ出ス意向デアツタヤウデ

アリマス、御承知ノ如ク現在ノ商工會議所

ハ、吾々カラ見ルト、甚ダ現時ノ商工業者

ニ對スル福利施設トシテハ一致シテ居ラナ

リマスカラ、是ハ一部大都市ニ於ケル所ノ商工業者

ハ、吾々カラ見ルト、甚ダ現時ノ商工業者

ニ對スル福利施設トシテハ一致シテ居ラナ

リマスカラ、是ハ一部大都市ニ於ケル所ノ商工业者

ハ、吾々カラ見ルト、甚ダ現時ノ商工业者

ニ對スル福利施設トシテハ一致シテ居ラナ

</div

ルト云ツテ、人ヲ欺イテ巨利ヲ博スルト云  
フヤウナコトヲ意味シテ居ナイノデアリマ  
ス、商人ヲシテ人ヲ欺イテ不正ノ利益ヲ得  
セシメル爲ニ、私ガサウ云フ言葉ヲ引用シ  
タト御考下サイマシテハ、私ノ趣旨ト非常  
ニ違フノデアリマス、是ハ申ス必要モナイ  
ノデスケレドモ、重大ナ問題デアリマスカ  
ラ申上ゲマスガ、例ヘバ一箱十圓ノ酒ヲ買  
ヒマシテ、サウシテソレヲ一箱十圓デ賣リ  
マス、元値デ買ツテ元値デ賣ツテモ、箱ヲ  
自分ノ物ニシテ、中味ダケ十圓デ賣ツテ、  
箱ダケハ自分ノ物ニスルコトガ出來レバ、  
元値デ買ツテ元値デ賣ツテモ箱代ハ儲カ  
ル、總テサウ云フヤウナモノデアリマシテ、  
商賣上ノ我國ノ商習慣ニ於テハ、サウ云フコ  
トハ非常ニ多イノデアリマス、先刻保險業  
ニ付テ商習慣ヲ尊重スルカト云フ御尋ガア  
リマシテ、政府ニ於テハ商習慣ヲ尊重スル  
ト御答致シタノハ、ヤハリ商賣ト云フノ  
ハ、皆ソンナ工合ニ微妙ナ所ニ、色々ナ勵  
キヲ要スルコトガアツテ、努力ヲ要スルコ  
トガアツテ、發達シテ參ツテ居ルノデアリ  
マスカラ、隨テ其ノ元値々ニ貰藏ガ建ツト  
云フヤウナ諺ガ生レテ來タノデアルト、私  
ハ今尙ホ信ジテ居リマス、サウ云フヤウナ  
譯デアリマスカラ、商工大臣ハ實業界ノ出  
身デアツテ、產業界ノ人デアルカラ、商業  
道徳ナドヲ無視シテ、何デモ儲カリサヘス  
レバ宜イト云フ考ヲ持ツテ居ルト云フ、誤  
解ノ生ズルヤウナコトガ若シアツタストレ  
バ、非常ニ遺憾ニ存ジマス、私ハ甚ダ不肖  
デアリマスケレドモ、サウ云フヤウナ考ハ  
毛頭持ツテ居リマセヌ、斯ウ云フ時局ニ際  
シテハ、今日ノ我國ノ商工業ニ從事スル者  
ガ、一身ノ利益ハ無論考ヘナクチヤナリマ

セヌケレドモ、併シ國家ノ爲ニ時局ヲ乘切  
ル爲ニハ、自己ノ利益ヲ犠牲ニシテ國家ノ  
ニ違フノデアリマス、是ハ申ス必要モナイ  
ノデスケレドモ、重大ナ問題デアリマスカ  
ラ申上ゲマスガ、例ヘバ一箱十圓ノ酒ヲ買  
ヒマシテ、サウシテソレヲ一箱十圓デ賣リ  
マス、元値デ買ツテ元値デ賣ツテモ、箱ヲ  
自分ノ物ニシテ、中味ダケ十圓デ賣ツテ、  
箱ダケハ自分ノ物ニスルコトガ出來レバ、  
元値デ買ツテ元値デ賣ツテモ箱代ハ儲カ  
ル、總テサウ云フヤウナモノデアリマシテ、  
商賣上ノ我國ノ商習慣ニ於テハ、サウ云フコ  
トハ非常ニ多イノデアリマス、先刻保險業  
ニ付テ商習慣ヲ尊重スルカト云フ御尋ガア  
リマシテ、政府ニ於テハ商習慣ヲ尊重スル  
ト御答致シタノハ、ヤハリ商賣ト云フノ  
ハ、皆ソンナ工合ニ微妙ナ所ニ、色々ナ勵  
キヲ要スルコトガアツテ、努力ヲ要スルコ  
トガアツテ、發達シテ參ツテ居ルノデアリ  
マスカラ、隨テ其ノ元値々ニ貰藏ガ建ツト  
云フヤウナ諺ガ生レテ來タノデアルト、私  
ハ今尙ホ信ジテ居リマス、サウ云フヤウナ  
譯デアリマスカラ、商工大臣ハ實業界ノ出  
身デアツテ、產業界ノ人デアルカラ、商業  
道徳ナドヲ無視シテ、何デモ儲カリサヘス  
レバ宜イト云フ考ヲ持ツテ居ルト云フ、誤  
解ノ生ズルヤウナコトガ若シアツタストレ  
バ、非常ニ遺憾ニ存ジマス、私ハ甚ダ不肖  
デアリマスケレドモ、サウ云フヤウナ考ハ  
毛頭持ツテ居リマセヌ、斯ウ云フ時局ニ際  
シテハ、今日ノ我國ノ商工業ニ從事スル者  
ガ、一身ノ利益ハ無論考ヘナクチヤナリマ

セヌケレドモ、併シ國家ノ爲ニ時局ヲ乘切  
ル爲ニハ、自己ノ利益ヲ犠牲ニシテ國家ノ  
ニ違フノデアリマス、是ハ申ス必要モナイ  
ノデスケレドモ、重大ナ問題デアリマスカ  
ラ申上ゲマスガ、例ヘバ一箱十圓ノ酒ヲ買  
ヒマシテ、サウシテソレヲ一箱十圓デ賣リ  
マス、元値デ買ツテ元値デ賣ツテモ、箱ヲ  
自分ノ物ニシテ、中味ダケ十圓デ賣ツテ、  
箱ダケハ自分ノ物ニスルコトガ出來レバ、  
元値デ買ツテ元値デ賣ツテモ箱代ハ儲カ  
ル、總テサウ云フヤウナモノデアリマシテ、  
商賣上ノ我國ノ商習慣ニ於テハ、サウ云フコ  
トハ非常ニ多イノデアリマス、先刻保險業  
ニ付テ商習慣ヲ尊重スルカト云フ御尋ガア  
リマシテ、政府ニ於テハ商習慣ヲ尊重スル  
ト御答致シタノハ、ヤハリ商賣ト云フノ  
ハ、皆ソンナ工合ニ微妙ナ所ニ、色々ナ勵  
キヲ要スルコトガアツテ、努力ヲ要スルコ  
トガアツテ、發達シテ參ツテ居ルノデアリ  
マスカラ、隨テ其ノ元値々ニ貰藏ガ建ツト  
云フヤウナ諺ガ生レテ來タノデアルト、私  
ハ今尙ホ信ジテ居リマス、サウ云フヤウナ  
譯デアリマスカラ、商工大臣ハ實業界ノ出  
身デアツテ、產業界ノ人デアルカラ、商業  
道徳ナドヲ無視シテ、何デモ儲カリサヘス  
レバ宜イト云フ考ヲ持ツテ居ルト云フ、誤  
解ノ生ズルヤウナコトガ若シアツタストレ  
バ、非常ニ遺憾ニ存ジマス、私ハ甚ダ不肖  
デアリマスケレドモ、サウ云フヤウナ考ハ  
毛頭持ツテ居リマセヌ、斯ウ云フ時局ニ際  
シテハ、今日ノ我國ノ商工業ニ從事スル者  
ガ、一身ノ利益ハ無論考ヘナクチヤナリマ

セヌケレドモ、併シ國家ノ爲ニ時局ヲ乘切  
ル爲ニハ、自己ノ利益ヲ犠牲ニシテ國家ノ  
ニ違フノデアリマス、是ハ申ス必要モナイ  
ノデスケレドモ、重大ナ問題デアリマスカ  
ラ申上ゲマスガ、例ヘバ一箱十圓ノ酒ヲ買  
ヒマシテ、サウシテソレヲ一箱十圓デ賣リ  
マス、元値デ買ツテ元値デ賣ツテモ、箱ヲ  
自分ノ物ニシテ、中味ダケ十圓デ賣ツテ、  
箱ダケハ自分ノ物ニスルコトガ出來レバ、  
元値デ買ツテ元値デ賣ツテモ箱代ハ儲カ  
ル、總テサウ云フヤウナモノデアリマシテ、  
商賣上ノ我國ノ商習慣ニ於テハ、サウ云フコ  
トハ非常ニ多イノデアリマス、先刻保險業  
ニ付テ商習慣ヲ尊重スルカト云フ御尋ガア  
リマシテ、政府ニ於テハ商習慣ヲ尊重スル  
ト御答致シタノハ、ヤハリ商賣ト云フノ  
ハ、皆ソンナ工合ニ微妙ナ所ニ、色々ナ勵  
キヲ要スルコトガアツテ、努力ヲ要スルコ  
トガアツテ、發達シテ參ツテ居ルノデアリ  
マスカラ、隨テ其ノ元値々ニ貰藏ガ建ツト  
云フヤウナ諺ガ生レテ來タノデアルト、私  
ハ今尙ホ信ジテ居リマス、サウ云フヤウナ  
譯デアリマスカラ、商工大臣ハ實業界ノ出  
身デアツテ、產業界ノ人デアルカラ、商業  
道徳ナドヲ無視シテ、何デモ儲カリサヘス  
レバ宜イト云フ考ヲ持ツテ居ルト云フ、誤  
解ノ生ズルヤウナコトガ若シアツタストレ  
バ、非常ニ遺憾ニ存ジマス、私ハ甚ダ不肖  
デアリマスケレドモ、サウ云フヤウナ考ハ  
毛頭持ツテ居リマセヌ、斯ウ云フ時局ニ際  
シテハ、今日ノ我國ノ商工業ニ從事スル者  
ガ、一身ノ利益ハ無論考ヘナクチヤナリマ

○加藤政府委員 輸出毛織物取締法案提出  
ノ理由ヲ御説明申上ゲマス、本法律案ハ、  
商工大臣トシテ率先シテ其ノ範ヲ示シテ、  
サウ云フ指導精神ヲ持ソテ進マナケレバナ  
ラスト云フコトハ、是ハ申上ゲルマデモナ  
イコトデアリマス、同時ニ商業教育、商業  
道德等ニ付キマシテハ、甚ダ不肖ナガラ自  
ラ口デ色々ナコトヲ申スコトモ必要デアリ  
マセウケレドモ、成ベク實踐躬行デ、サウ  
云フコトヲ政府自ラ範ヲ垂レテ、社會ノ指  
導階級ノ人ガ自ラサウ云フ範ヲ垂レテ、之  
ヲ指導シテ行ク、或ハ又必要ガアレバ言葉  
ヲ以テ、文章ヲ以テ指導ラシテ行クト云フ  
ヤウナコトニハ、十分ニ努メル積リデアリ  
マスカラ、其ノ點モドウゾ御諒承ヲ願ヒタ  
イト思ヒマス

○井上委員長 取締法案ヲ議題ニ供シマス——加藤政府委員  
員  
○井上委員長 輸出毛織物取締法案提出  
ノ理由ヲ御説明申上ゲマス、本法律案ハ、  
曩ニ本會議ニ於テ御説明申上ゲマシタ通り、  
輸出毛織物ノ海外市場ニ於ケル聲價ノ維持  
向上ヲ圖リ、輸出ノ伸張ヲ期セントスルモノデアリマスガ、何卒十分御審議ノ上御協賛  
アランコトヲ望ミマス  
○井上委員長 本日ハ是ニテ散會致シマス、  
明後日ハ午前十時ヨリ開會致シマス  
午前十一時四十三分散會

○最上委員 周上委員長 取締法案ヲ議題ニ供シマス——加藤政府委員  
員  
○最上委員 周上委員長 只今大臣ガ元値々々ト云フコ  
トヲ引例ニナツタノト、私ノ言ツタ元祿時  
代ノ川柳子ガ、商人ハ「損ト元値デ藏ヲ建テ」  
ト云フ引例トハ全然違フヤウデ、引例ヲ誤  
解シタカモ知レマセヌ、大臣ノ趣旨ガ分ツ  
タカラ是デ質問ヲ打切りマス  
○井上委員長 ソレデハ此ノ損害保険國營  
再保険法案ノ質疑ハ是デ一應打切りマシテ、  
明後日ハ討論採決ニ入りタトイト思ヒマスガ、  
若シ質疑ガアリマスレバ、五分間程度御  
終結ヲ願ヒマス、ソレカラ損害保険國營再  
保険法ノ討論採決ガ濟ミマシタナラバ、商  
業組合法中改正法律案、輸出毛織物取締法  
案ヲ一緒ニ審議ヲ進メタトイト思ツテ居リマ  
ス  
○井上委員長 取締法案ヲ議題ニ供シマス——加藤政府委員  
員  
○井上委員長 輸出毛織物取締法案提出  
ノ理由ヲ御説明申上ゲマス、本法律案ハ、  
曩ニ本會議ニ於テ御説明申上ゲマシタ通り、  
輸出毛織物ノ海外市場ニ於ケル聲價ノ維持  
向上ヲ圖リ、輸出ノ伸張ヲ期セントスルモノデアリマスガ、何卒十分御審議ノ上御協賛  
アランコトヲ望ミマス  
○井上委員長 本日ハ是ニテ散會致シマス、  
明後日ハ午前十時ヨリ開會致シマス  
午前十一時四十三分散會

○井上委員長 取締法案ヲ議題ニ供シマス——加藤政府委員  
員  
○井上委員長 輸出毛織物取締法案提出  
ノ理由ヲ御説明申上ゲマス、本法律案ハ、  
曩ニ本會議ニ於テ御説明申上ゲマシタ通り、  
輸出毛織物ノ海外市場ニ於ケル聲價ノ維持  
向上ヲ圖リ、輸出ノ伸張ヲ期セントスルモノデアリマスガ、何卒十分御審議ノ上御協賛  
アランコトヲ望ミマス  
○井上委員長 本日ハ是ニテ散會致シマス、  
明後日ハ午前十時ヨリ開會致シマス  
午前十一時四十三分散會